

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県宇佐市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩ 徴収金の徴収に関する事務 ※特に「①保護の実施に関する事務」における医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得事務に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報のができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171および172の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条および第174条 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42および43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条および第45条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8103
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉課 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8140 mail:hogo04@city.usa.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉課	福祉保健部 福祉課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0978-32-1111	0978-27-8101	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	Tel 0978-32-1111	Tel 0978-27-8140 mail: hogo04@city.usa.oita.jp	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 条例上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第26項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第26項)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	mail: soumu04@city.usa.oita.jp	mail: soumu04@city.usa.lg.jp	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	mail:hogo04@city..usa.oita.jp	mail:hogo04@city..usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	事務の概要) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する 応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩ 徴収金の徴収に関する事務 ※特に「①保護の実施に関する事務」における医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得事務に関する事務	事後	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和6年7月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	生活保護システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第15号)	番号法第9条第1項 別表の23の項	事後	法改正に伴う条項の整理
令和6年7月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 条例上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第26項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171および172の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条および第174条 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42および43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8103	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	しきい値の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	しきい値の見直し